

デジタルコンテンツ委員会

2008年度の活動テーマ

・委員数 31名
・月1回の委員会開催

1. 著作権法上の諸問題

著作権法制度、著作権法領域における判例、その他デジタルコンテンツに関する周辺法領域の調査・研究及び意見発信

2. デジタル化・ネットワーク化とコンテンツに関わる法的問題

電子商取引・情報財取引における知的財産権問題、コンテンツ流通に関する法的問題(コンテンツ仲介者の責任等)

2008年度の主な取組み・アウトプット

②活動テーマに関する“行政”の動向把握

・知的財産戦略本部、文化庁、総務省、経済産業省等における著作権等に関する検討状況をウォッチ

・「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について 報告案」及び「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 平成20年度・中間まとめ」について、意見書を提出

⇒右のパネルをご覧ください

立法

①活動テーマに関する“立法”の動向把握

・著作権法その他関連法の立法の動向をウォッチ(例:教科書バリアフリー法)

周辺権利・法制度

①活動テーマに関する“司法”の動向把握

- ・毎月1~2件の判例を研究
- (1) コンテンツ利用者向けサービスに関する判例
- 録画ネット事件 - ロクラク事件
 - まねきTV事件 - MYUTA事件
- (2) 保護期間に関する判例
- ローマの休日事件
 - シェーン事件 - 黒澤映画事件
- (3) その他

⇒右のパネルをご覧ください

行政

コンテンツ

司法

④その他

- ・各会員企業におけるデジタルコンテンツとの関わりを紹介し、意見交換
- ・JIPA知財研修「入門コース(著作権法)」への講師派遣
- ・『知財管理』誌(2008年5月号)に、「引用」について論文寄稿⇒下をご覧ください

著作権法における「引用」について (『知財管理』Vol.58, No.5 2008, p.667-672)

1. 「引用」の要件

(引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2. 「引用」に適用されるその他の条文

(翻訳、翻案等による利用)

第四十三条 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該各号に掲げる方法により、当該著作物を当該各号に掲げる規定に従って利用することができる。

一 第三十条第一項、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十四条第一項又は第三十五条 翻訳、編曲、変形又は翻案

二 第三十一条第一号、第三十二条、第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条又は第四十二条 翻訳

(以下、略)

「翻訳」はOKだが、「翻案」はNG

(出所の明示)

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一 第三十二条(中略)の規定により著作物を複製する場合(以下、略)

出所の明示が必要

実務上のチェックリスト

- 引用する側とされる側に明瞭区分性があるか?
- 引用する側が主、引用される側が従という主従関係があるか?
- 引用されるのは公表された著作物か?
- 引用の態様が公正な慣行に合致しているか?
- 報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内か?
- 引用される著作物について翻案(例えば要約等)を行っていないか?
- 出所が明示されているか?

■参考裁判例

- ・パロディ・モンタージュ事件(最高裁判 S55.3.28)
- ・バーズ・コレクション事件(東京地判 H10.2.20)
- ・XO醬男と杏仁女事件(東京地判 H16.5.31)

「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について 報告案」(2008年10月30日)

デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会での検討結果	デジタルコンテンツ委員会意見書
<p>1. コンテンツの流通促進方策</p>  <p>ネット上のコンテンツ流通促進のため、権利の集中管理、標準的な許諾条件の策定など、<u>契約による権利処理を促進する</u>ための取組を進める。</p>	<p>—</p>
<p>2. 権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の導入</p> <p>限定列挙型の権利制限規定に加え、権利者の利益を不当に害しないと認められる一定の範囲内で、公正な利用を包括的に許容し得る<u>権利制限の一般規定を導入</u>することが適当。一般規定が定められた後も、必要に応じて個別規定を追加。</p>	<p><u>一般規定導入の方向性に賛同</u>するが、個別規定との関係で反対解釈による不利益が生じないような配慮が必要。立法にあたっては、より予測性の高い制度設計を希望する。</p>
<p>3. ネット上に流通する違法コンテンツへの対策の強化</p> <p>①コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方</p>  <p>コンテンツの経済的価値を損なう行為(<u>アクセス・コントロール回避機器の頒布等</u>)について、国民の情報アクセスの機会の確保や国際的な動向に留意しつつ、<u>規制の在り方を見直し</u>、違法ソフトの蔓延防止措置を講ずる。</p>	<p><u>趣旨には賛同</u>するが、法的措置を講ずるにあたっては<u>現行制度の実効性の検証が不可欠</u>。 著作権法にアクセス・コントロールの回避の問題を位置付けることには慎重であるべき。</p>
<p>②インターネット・サービス・プロバイダの責任の在り方</p> <p>自主的な取組の発展と併せて、<u>制度上の見直しと実効性のある方策の構築</u>が必要。(例:①動画投稿サイト運営者等に技術的侵害防止措置の導入を義務付け、②著作権侵害防止措置を導入している等の一定の要件を満たす事業者を免責)</p>	<p>プロバイダ責任制限法の改正ではなく、現行枠組みの延長線上で<u>民間の自主的な取組を広げていくことが望ましい</u>。<u>技術的侵害防止措置の導入義務付けは慎重に</u>検討すべき。</p>
<p>③著作権法におけるいわゆる「間接侵害」への対応</p> <p>ユーザの著作権侵害を助長する行為、いわゆる「<u>間接侵害</u>」の<u>明確化に関する検討を早急に</u>進め、<u>行為主体の考え方を始め差止請求の範囲を明確に</u>すること等が必要。</p>	<p>—</p>
<p>④国際的な制度調和等</p> <p>国際裁判管轄について、国内法の整備の検討を踏まえ、国際的調和を図る。海外侵害対策について、<u>模倣品・海賊版拡散防止条約の実現</u>に向けて取り組む。</p>	<p>—</p>

「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 平成20年度・中間まとめ」(2008年10月9日)

法制問題小委員会での検討結果	デジタルコンテンツ委員会意見書
<p>1. 「デジタルコンテンツ流通促進法制」</p>  <p>過去のTV番組等のインターネットでの二次利用の円滑化について、<u>十分な調査をしても権利者不明の場合一定の条件で利用を認める</u>。</p>	<p>—</p>
<p>2. 私的使用目的の複製の見直し</p> <p>プログラムの著作物等、録音・録画以外の著作物の私的複製について、権利者の不利益があると推察される分野がある。 私的録音録画小委員会の検討状況(違法複製物、違法サイトからの私的複製を30条の適用除外とする)を踏まえて、<u>私的複製の範囲を見直す</u>。</p>	<p><u>プログラムの著作物も30条の適用除外の議論の対象に含めることに異論なし</u>。 違法複製物や違法サイトからの私的複製等については利用者の立場に十分な配慮を。</p>
<p>3. リバース・エンジニアリングに係る法的課題</p>  <p><u>相互運用性の確保、障害の発見等の目的</u>で行うリバース・エンジニアリングについて、<u>権利制限</u>。 その他プログラム開発の目的で行うリバース・エンジニアリングは、引き続き検討。</p>	<p><u>権利制限を行うことに賛同</u>。但し、解析対象となるプログラムの権利者の利益を不当に害しないよう配慮が必要。 個別規定で十分に対応できない行為については、一般規定の導入により対応。</p>
<p>4. 研究開発における情報利用の円滑化</p> <p><u>情報解析分野の研究開発</u>について、<u>権利制限</u>。 その他の研究開発分野について、引き続き検討。</p>	<p><u>権利制限を行うことに賛同</u>。但し、予見性を高めるために、対象となる技術の範囲を明確にすべき。対象を“非営利”の研究等に限定しない考えに賛成。</p>
<p>5. 機器利用時・通信過程における蓄積等の取扱い</p>  <p><u>機器利用時における蓄積、通信過程における蓄積等</u>について、<u>権利制限</u>。</p>	<p><u>権利制限を行うことに賛同</u>。将来の技術の進展に対して柔軟に対応できるような規定振りに。違法流通については、事業者に過度な負担を負わせないで。</p>
<p>6. その他の検討事項</p> <p><u>権利制限の一般条項</u>について、<u>議論の動向を見守り</u>、必要に応じて検討。</p>	<p><u>権利制限の一般条項(日本版フェアユース規定)を早期に導入</u>してほしい。</p>

コンテンツ利用者向けサービスに関する判例

コンテンツ利用者向けサービスにおける著作権侵害 —— 侵害行為の主体はサービス提供事業者？

侵害肯定

録画ネット事件

(知財高決H17.11.15)

ロクラク事件

(東京地判 H20.5.28)

選撮見録事件

(大阪高判 H19.6.14)

MYUTA事件

(東京地判 H19.5.25)

- 専用機・専用ソフトを使いサービス提供
- サービス料の徴収
- 利用主体は事業者

- マンション入居者が主体となるも、規範的な意味で事業者が主体と評価

侵害否定

まねきTV事件

(知財高判H20.12.15)

- 事業者は物理的設備の単なる提供
- 利用主体はユーザ
- 侵害が否定された唯一の事案

カラオケ法理



- TV番組の視聴に関する判例
- 音楽ファイルの保存に関する判例

裁判所は、以下の二つの要素を考慮して利用主体(侵害主体)を判断

- ① **管理・支配性** …… 事業者がユーザによる著作物の利用行為を管理・支配しているか？
- ② **利益帰属性** …… サービス提供により利益を得ているか？

※各判例の詳細は、配布資料「コンテンツ利用者向けサービス関連判例比較表」を参照

著作権の保護期間に関する判例

著作権の保護期間の沿革

①旧著作権法

原則死後38年

現行著作権法

②S45年改正 死後50年に延長
法人著作、映画等は公表後50年

③H15年改正

映画のみ公表後70年に延長



1953年に公表された映画の著作物の保護期間

ローマの休日事件

(東京地決 H18.7.11)

シェーン事件

(最高裁判 H19.12.18)

1953年に公表された映画の保護期間について、②と③のいずれの法律が適用されるのかが争われたが、②に基づき、2003年12月31日午後零時をもって保護期間は満了しており、③の適用による延長は認められないとの判断が下された。



自然人を著作者とする映画の著作物の保護期間

チャップリン映画事件

(知財高決 H20.2.28)

黒澤映画事件

(知財高判 H20.7.30)

②の施行前に創作された著作物には、15条(法人著作)と16条(映画の著作物の著作者)の規定が適用されず、自然人が著作者となる。保護期間は、②の施行時に①と②を比較し、長い方を適用。さらに、③の施行時にそれと③を比較し、長い方を適用するとの判断が下された。

タイトル	①の満了日	②の満了日	③の満了日
サニーサイド	2015.12.31	1969.12.31	1989.12.31
独裁者	2015.12.31	1990.12.31	2010.12.31
ライムライト	2015.12.31	2002.12.31	2022.12.31

↑チャップリン映画の例

適用

